

府中地区住民自治協議会規約

第1章 総則

(目的)

第1条 この会は、住民相互の連帯を含め住民の創意工夫と責任のもと住みよい府中地区を形成していくことを目的とする。

(名称)

第2条 この会を府中地区住民自治協議会（以下、「協議会」という。）とする。

(事務局)

第3条 協議会の事務処理を行うため、事務局を府中地区市民センター（三重県伊賀市西条115番地の2）に置く。

(事業)

第4条 協議会は、第1条の目的を達成するために次に掲げる事業を行う。

- (1) 生活基盤整備活動
- (2) 健康・福祉活動
- (3) 環境保全活動
- (4) 防災・安全活動
- (5) 生涯学習・文化・スポーツ活動
- (6) 産業振興活動
- (7) 地区市民センターの管理運営
- (8) その他目的達成のために必要な事業

第2章 組織

(会員)

第5条 協議会の会員は次に掲げるとおりとする。

- (1) 府中地区に居住する住民
- (2) 府中地区内の自治会
- (3) 府中地区住民で活動する団体及び事業所
- (4) その他会長が必要と認める者

(役員)

第6条 協議会に次の役員を置く。

会	長	1名
副	会 長	2名
事	務 局 長	1名
会	計	1名
監	事	2名

2 会長及び副会長は、府中区長会の役職をもって選任し、総会において承認する。

3 監事、事務局長及び会計は、総会において選任し、承認する。

(役員の仕事)

第7条 協議会の役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は協議会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 会長は、会計を指導監督しなければならない。
- (4) 会計は、協議会の会計事務を処理する。

- (5) 監事は、協議会の会計及び事業の執行状況を監査し、総会に監査報告を行う。
- (6) 事務局長は、協議会事務を総括する。

(役員の任期)

- 第 8 条 前条の役員の任期は1年とする。ただし再任は妨げない。
- 2 補欠により選任された役員は、前任者の残任期とする。

第3章 会議

(会議)

- 第 9 条 協議会の会議は、総会、運営委員会、役員会及び部会（以下「会議という。」とする。
- 2 その他会議について必要な事項は会長が別に定める。

(会議の開催及び運営)

- 第10条 会議は過半数以上の委員の出席がなければ開催できない。
- 2 会議は原則公開とする。
- 3 会議を開催するに当たっては、開催日時、場所、議題について事前に周知することを原則とする。
- 4 会議の議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは会長又は部会長の決するところによる。

(総会)

- 第11条 総会は、役員、運営委員会委員及び部会委員をもって構成する。
- 2 総会は、毎年定期総会を開催するほか会長が必要と認めたとき臨時総会を開催することができる。
- 3 総会は会長が招集する。
- 4 総会の議長は、その総会において出席者の中から選出する。
- 5 総会は次の事項を決定する。
 - (1) 地域まちづくり計画
 - (2) 会長、副会長、事務局長、監事及び会計の任命
 - (3) 協議会の事業計画、予算決算に関すること
 - (4) その他重要事項に関すること

(運営委員会)

- 第12条 運営委員会は、会長、副会長、事務局長、会計、各部会長及び各区長で構成する。
- 2 運営委員会は、総会において諮るべき事項及び協議会の運営に関する事項を審議決定する。
- 3 運営委員会は、会長が招集する。
- 4 会長は、運営委員会の議長となる。
- 5 会長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(役員会)

- 第13条 役員会は、会長、副会長、事務局長、会計で構成する。
- 2 役員会は、会長が招集し、必要があると認めたときは関係者を招集し、意見を求めることができる。

(部会)

第14条 総会及び部会で決定された方針に基づき施策を実施するため協議会に次の6部会を置く。

- (1) 総務広報部会
- (2) 生活安全部会
- (3) 健康福祉部会
- (4) スポーツ部会
- (5) 学習文化部会
- (6) 産業環境部会

- 2 部会委員は、会長が会員の中から選任する。
- 3 部会には、部会長及び副部会長を置き、部会委員の中から選任する。
- 4 部会長は、部会を代表して会務を総括する。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 6 部会長は、必要があると認めるときは、部会委員以外の者を出席させ意見を求めることができる。

(顧問)

第15条 本協議会は必要に応じて、顧問を置くことができる。

第4章 財務

(会計)

第16条 協議会の運営等に要する経費は、市交付金、地区負担金、会費、委託料及びその他の収入をもって充てる。

- 2 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
- 3 別途会計規程を定める。

(規約の変更)

第17条 この規約を改正しようとするときは、総会において過半数の同意を得なければならない。

(解散)

第18条 協議会の解散については、総会の出席者の4分の3以上の賛成を得なければならない。

(規約等への委任)

第19条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は会長が運営委員会に諮り別に定める。

附 則

この規約は平成17年 4月 8日から施行する。
平成21年 4月 1日 一部改正
平成23年 4月 1日 一部改正
平成29年 4月 1日 一部改正
令和 4年 4月 1日 一部改正